

在日外国人生活者の支援 ～高度技能者を除く普通の生活者を対象として～

2019年9月9日
JAUW 金沢支部にて
神奈川支部会員:山瀬恵子

講師履歴

- 1964 早稲田大学教育学部 地理・歴史課程卒業
- 1988 全日本カウンセリング協議会認定 カウンセラー2級資格
- 1988~2003 (財)アジア福祉教育財団難民事業本部 難民相談員
- 2005~2012 実践女子大学 学生相談センター カウンセラー
- 2012~ 現在 佼成心の電話・対面相談(神奈川) カウンセラー

インドシナ難民の受け入れの意義

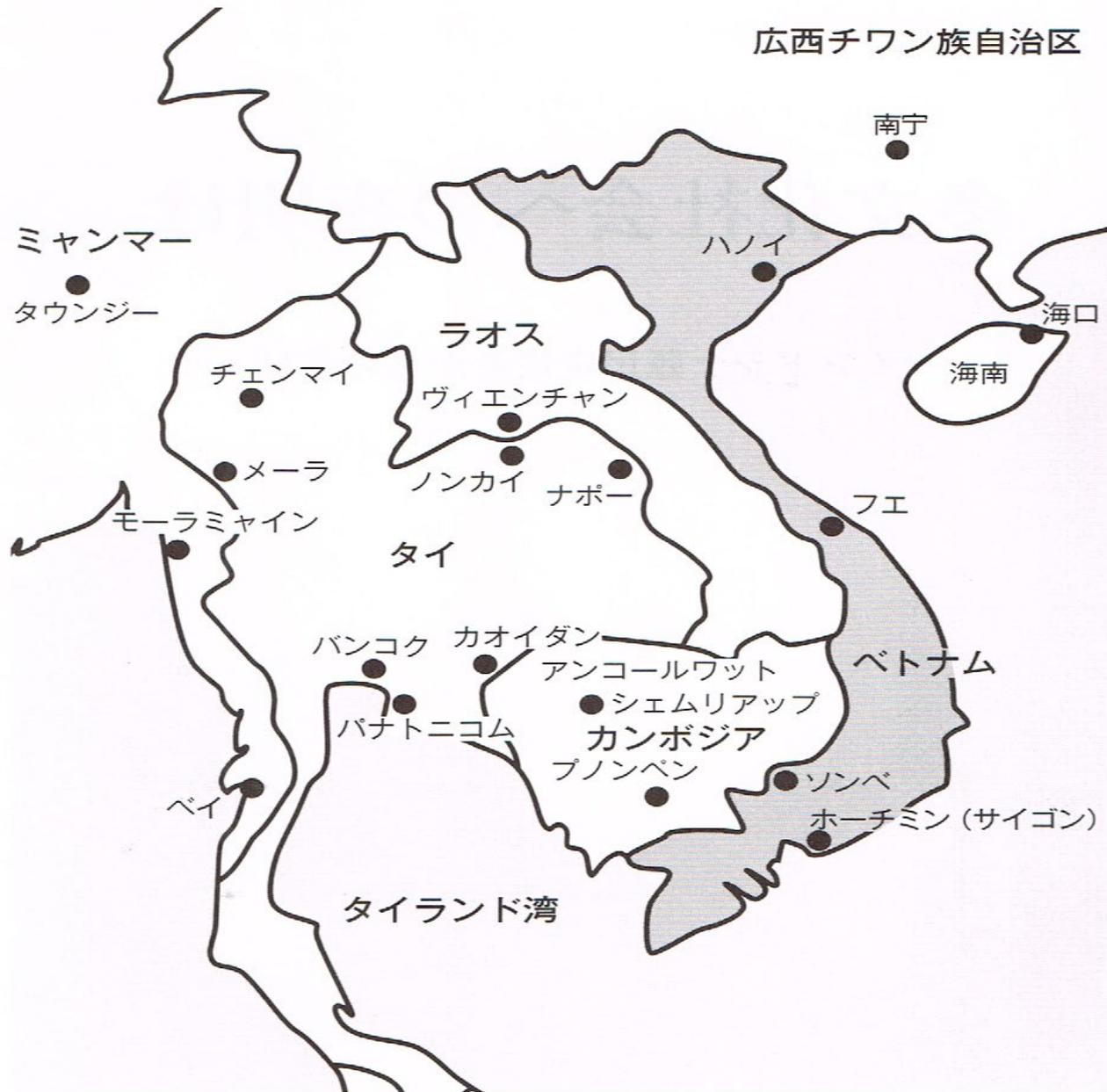
- 日本には1975年ベトナムからのボートピープルの初来日があった(2005年受け入れ終了)。今日の日本の外国人政策はインドシナ難民受け入れの土台の上にあり！と私は思っている。

「単一民族・単一言語・単一文化の国、日本は難民を受け入れるというような社会的素地を持っていないという風に私は考えていたし、当初難民を受け入れることを渋っていた日本政府が、インドシナ難民を受け入れたと言う事実はとてつもなく大きな大きな第一歩だったと考えた。」(1995年緒方貞子氏)

インドシナ難民登録者数

| | | | | | |
|------|---------|-----|-------|-------|--------|
| ベトナム | 8,656人 | ラオス | 1306人 | カンボジア | 1,357人 |
| 合計 | 11,319人 | | | | |

インドシナ半島



難民相談員の業務対応

各センター開設日と閉所日

- ・ 姫路定住促進センター 1979.12.11～1996.3.31
- ・ 大和定住促進センター 1980.2.29～1998.3.31
- ・ 国際救援センター 1983.4.1～2006.3.31

定住期間の時期により相談内容も異なって来る。対応は日本語・通訳同行
相談件数（多い順）

- 1 関連機関との渉外関連： 行政機関等
- 2 生活関連： 生活指導、生活保護、結婚又は離婚、保育
- 3 健康・医療関連： 医療一般、精神衛生、出生又は死亡
- 4 職業関連： 就職と転退職、職場での問題、定着指導
- 5 住宅関連： 住宅内トラブル、入・退去（県営・雇用促進住宅等）
- 6 行政指導関連： 帰化、家族再会、移住、在留関係、社会保障
- 7 教育関連： 入学、転校、学校生活、学習、進学指導
- 8 事故又は法違反

インドシナ難民受け入れ後の日本の動き 内なる国際化へ(1)

- 1980～ ボランティア元年 (タイ国のインドシナ難民
キャンプでの支援や国内での日本語支援開始)
- 1981 難民条約に加入(1982 発効)
途上国に日本の技術を教える研修制度を創設
- (1989 ベルリンの壁崩壊 ・天安門事件)
- 1990 日系2世・3世とその家族に定住3年ビザ
緒方貞子国連難民高等弁務官に就任
- (1991 ソ連崩壊)
- 1993 技能実習制度に基づく技能実習生(1年目は研修生)
の新設
- 1995 (阪神・淡路大震災)(日本国内ボランティア元年)
訪日観光交流倍増計画
- 1998 NPO法人法施行
- 2000 自治体「多文化共生」を提言
アジア系情報処理技術者が日本で働く

インドシナ難民受け入れ後の日本の動き 内なる国際化へ(2)

(2001 米国多発テロ事件)

2003 個人情報保護法成立(行政の窓口でも必ず日本語が未成熟な外国人との会話が必要)

2006 総務省「多文化共生推進プログラム」への提言。
「生活者としての外国人」の表現

(2008 リーマンショック)

政府2020年までに留学生30万人計画

2010 総務省「外国人の「活躍」を支援」の表現
在留資格「技能実習」創設

(2011 東日本大震災発生)

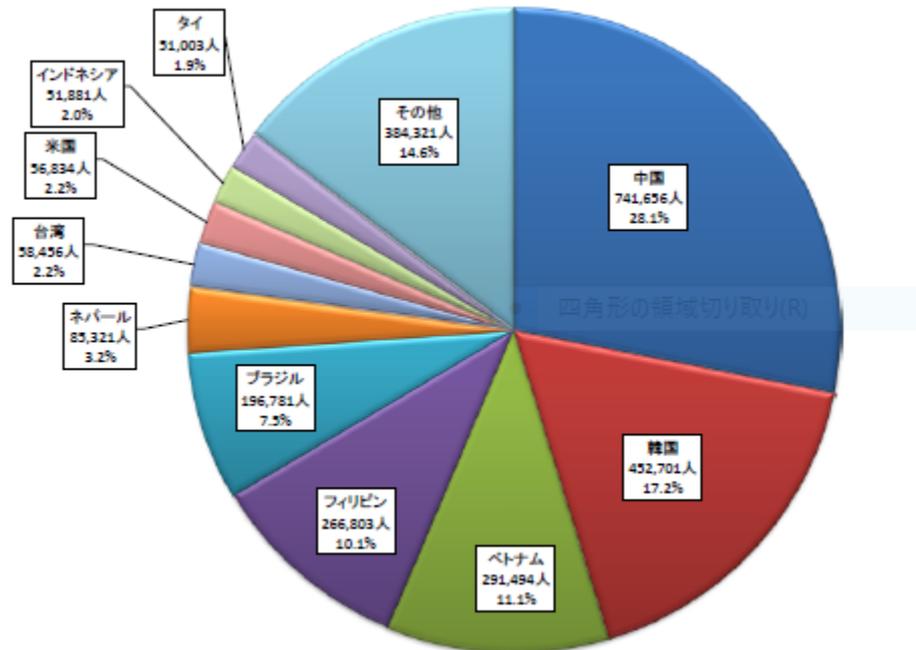
2012 観光ビザ要件緩和

2018 日系4世の受け入れ

2019 入管法改正「特定技能(単純労働)」新設
「日本語教育推進法」成立

法務省出入国在留管理庁資料より

【第3図】 在留外国人の構成比（国籍・地域別，平成30年6月末）



外国人生活者にとって日本の社会背景

- ・個人情報保護法の施行数年前より関わる外国人全てと会話をしなければならなくなった。(役所、医者、店等)
- ・「個」が大事にされるようになり、多様性という言葉も叫ばれ、日本人の中で外国人も居心地が改善されているのではないか。働き方改革もプラスになるのでは。
- ・多くの日本人は海外旅行などで多文化体験をしているので、日本人の中にある、価値感や倫理感で機能出来る程度の異文化なら許容できるようになってきた。
- ・困る事:外国人労働者を「安価な労働力」としか見ていない企業が広範に存在する。労働法違反が17年で4226事業所もあった。

日本の人口減少推計 2015～2030年

人口は797万人の減少が推計され、その中、
人手不足数は644万人と推定されている。

644万人の人手不足を埋める4つの方向性

| | | |
|-----|------------|-------|
| 対策1 | 働く女性を増やす | 102万人 |
| 2 | 働くシニアを増やす | 163万人 |
| 3 | 働く外国人を増やす | 81万人 |
| 4 | 生産性を上げる | |
| | ロボット、自動レジ等 | 298万人 |

(パーソナル総合研究所)

この結果からも「外国人就労者」への期待度は大きい。

社会統合(多文化主義)とは:

日本社会への同化政策ではなく、外国人の権利を保障すると共に外国人に義務を果たしてもらおう。又外国人の文化的多様性を維持すると共に日本社会・地域社会の構成員としての責任も分担してもらおう。

同胞で大きな集落をつくり、その中で暮らしが完結する(チャイナタウン、リトルサイゴンなど)場合は多文化でいられるのであろう。

同化主義(同化政策):

インドシナ難民の場合は同化政策をとったわけではないが、日本語の中でしか生活が出来なかったせいで、結果的には同化せざるを得なかった。

特に2世は母国に詳しい日本人の感がする。定住センターがあった県・市の近辺には当然定住者が集中したが、コミュニティ程度で集落をつくるまでにはならなかった。

日本人には同化主義が合っていると言う学者もいる。

“日本が意欲も能力もある外国人に選ばれるには” 外国人庁の設立が必要では？

- ・ 何をする庁か＝外国人総合支援
 1. 出入国在留管理庁は入管関係の仕事に専念
 2. 言葉の問題・教育の問題
教える場を設ける・夜間中学の拡大設置
日本語支援者の人材育成
 3. 生活環境の問題
職の問題、社会保障の問題を含む
工場仕事でない漁業や農業従事者の就労状況の改革
 4. 人権の問題
外国人を仕事力とだけ観るのではなく生活者として受け入れ、
人間らしい生活が出来るように家族の帯同ができるようにする。
 5. 移民に踏み切れるか？

在日外国人生活者の支援(1)

1. 私達の心の中をのぞいてみよう！

私達は同国人の中にあってもお互いの物の見方や考え方も違い受ける感情も異なる。その反応の良し悪しではなく、先ず自分の傾向を知っておくことが大切と思われる。

特に人種・宗教・国籍の違う人達との交流では

異質なものへの漠然とした恐怖や不安は誰にでもあって当然。

自身の持つ無意識も含めた偏見を善悪ではなく機会ある毎に見つめて知っておく事が必要。マイノリティ(少数者)との対話には必須。

在日外国人生活者の支援(2)

2. 支援への具体的注意点

- やさしい日本語を使う。住所・氏名・会社名は書けるように
- 判らない時は必ず紙に書いてもらうことを教える。
- 在留資格により支援の方向が違う場合があるので、在留カードで確認をする。
- 言葉が不自由でも個人情報保護のためにも、本人抜きでことを運ばない。
- 国内や地域での外国人への支援策には常に敏感であること。多くのチャンネルを利用出来るようにしよう。
- 問題にもよるが一人で背負い込まないで関係者を作ったり、行政への繋ぎ役をしたりするのが安全。
- 不法滞在の人の支援は自分には出来ないと伝えることを勧める。
- 日本には西暦年の他に和暦の元号(年号)があり、書類によっては元号表示を要求されるものもある事を教えておく。

以上